

※ 登録番号	第 3 2 5 号 (令和 3 年 8 月 2 0 日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしきがいしゃしなのや 株式会社信濃屋	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	こばやし こういちろう 小林 光一郎	
5.資本金額	1, 0 0 0 万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
こばやし こういちろう 小林 光一郎	代表取締役	常勤 非常勤
こばやし まさとし 小林 政利	代表取締役	常勤 非常勤
こばやし みづえ 小林 瑞恵	取締役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
こばやし まさとし 小林 政利 会社の業務を統括する者 投資業務を行う者 投資判断を行う者	代表取締役	助言並びに投資判断業務 全般

計 1 名		
-------	--	--

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社信濃屋	昭和52年 9月17日	〒384-0034 長野県小諸市新町2-3-10 TEL 0267-22-2522
計 1 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次の様な不動産を対象として行う。
 - ①種類：主に貸家施設（アパート経営）
 - ②規模：主に延床面積200㎡以上
 - ③所在する地域：主に長野県内
2. 助言の方法は、主に単発的な取引に係る助言及び一定の期間継続的な資産運用に係る助言等
3. 報酬体系は、コスト・アプローチ方式とする。
 - ①報酬＝直接人件費＋経費＋技術料
合計として1時間当たり10,000円とする。
 - ②不動産の企画、提案及び調整、処分等の業務については、その対価の3%相当円とする。
 - ③出張旅費、宿泊料その他依頼者からの依頼による必要な特別経費は別途とする。
 - ④取引に係る消費税は別途とする。
4. 報酬の受領時期は、単発的な助言の場合は業務完了時又は報告書提出時に、継続的な助言の場合は毎月末日とする。

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	長野県知事(12)第1943号	平成30年12月25日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 土木・建築・造園工事の請負、設計、施工、管理 2. 宅地建物取引業、不動産賃貸業、不動産管理業 3. 土木・建築材料の販売 4. 損害保険代理業 5. 生命保険募集に関する業務 6. 食料品の卸小売業 7. 飲食店の経営 8. 旅館業 9. 建売住宅の売買 10. 上記に付帯する一切の事業

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
こばやし まさとし 小林 政利	12,302株	61.5%	長野県
こばやし こういちろう 小林 光一郎	5,044株	25.2%	長野県
こばやし ようこ 小林 洋子	2,024株	10.1%	長野県

1 3. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員 <small>の氏名</small>	常務 <small>に従事している他の会社の商号及び業務の種類</small> 又は他に営 <small>んでいる事業の種類</small>
以下余白。	